



月刊 千葉労働

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

97.6.23 No. 4615

正念場を迎えた1047名の闘い 今こそ闘う路線・方針を!

清算事業団一〇四七名の解雇撤回闘争は、十年間に及ぶ闘いの成否を問う正念場を迎えた。五月二八日、東京地裁は、北海道・九州採用差別事件の行政訴訟を結審し、異例の和解勧告を行なった。その内容は次のようなものである。

裁判所の意見

本件紛争発生以来すでに十年の歳月を数え、その間の社会、経済情勢の著しい変化等に鑑みると、本件紛争について早期に抜本的な解決を図るべき時期に來ていると考へる。そして、その解決に当たるべき第一の当事者は、被告中労委の解釈に従えば、原告JR各社ということになるが、法理上そのような解釈がとり得ないとすれば、旧国鉄すなわち、これを承継した国鉄清算事業団ということになる。

そこで、当裁判所としては、この段階で、当事者双方及び補助参加人国労並びに国鉄清算事業団に対し、本件紛争の早期解決を目指して、和解の席に着かれるよう要望する。

この和解勧告に対し、JRは直ちに拒否の態度を表明。国労は、「高く評価する」とのコメントを行い、政府・労働省も受け入れを表明した。

和解勧告の意味

橋本政権は、分割・民営化攻撃の破たんにあえぎ、二八兆円

の累積債務問題と一〇四七名問題、そして貨物問題の決着を求め、第二の分割・民営化攻撃に踏みだしている。新たな国鉄闘争絶滅攻撃だ。「大失業と戦争」の道に国家の生き残りをかけた橋本は、動労千葉や国労が屈せず闘い続けている状況をこれ以上許すことも、分割・民営化政策の破たんをこれ以上放置することもできないギリギリの危機にたっている。

五・二八和解勧告はこうした情勢のなかでなされた。これは何よりも、一〇四七名を先頭とした清算事業団闘争を解体し、国労をからめようという意図に貫かれた攻撃だ。この点をはずきりと見する必要がある。

しかし、敵の攻撃も決定的な矛盾をはらんでいる。何故ならば、五・二八和解勧告により最も打撃を受けるのは、「国鉄とJRは全く別法人だから、不当労働行為の責任など発生しようがない」と傲慢に主張し続けてきたJRとJR総連・革マルだからだ。だから、五・二八和解勧告は、動労千葉や一〇四七名

を先頭とした十年に及ぶ闘いが、ついに敵をここまで追いつめたことをも意味している。

方針を間違つてはならない

橋本政権は、階級的な労働運動の皆、象徴的存在としての国鉄闘争が続いている限り枕を高くして寝ることができない。それどころか、新ガイドラインや行革―規制緩和、六大改革路線に基づく国家改造攻撃も危機にたちかねない。一方、国鉄闘争は、十年間の厳しい闘いを貫いて敵を追い詰め、反転攻勢へのチャンスを手にした。

現在の攻防戦は、こうしたギリギリのせめぎ合いのなかで闘われている。だから今問われていることは、闘いの構え、路線方針である。

国労本部は、現在の情勢を「非常に良い条件が生まれた」「政治解決の土俵が整った」という視点からのみ論じ、橋本政府に依存した政治決着の道を歩んでる。しかしこれほど危険なこ

とはない。事実八・三〇申し入れでは、「政治決着のために」という理由で、「改革法の承認やJRの発展に寄与する」「一定のメドがつけば一切の紛争案件を取り下げる」という態度表明まで行なっている。

勝利の展望は?

橋本は国鉄闘争をたたき潰そうとしており、このような路線の先に勝利の展望がひらけることはあり得ない。今問われているのは、政府に依拠するのではなく、十年間の厳しい闘いを貫いた現場の労働者の力を信頼し、職場に依拠して闘うことだ。そして何よりも、敵の最大の要であり弱点であるJRとJR総連の結託体制を打倒するために、全組合員の力を結集して立ちあがることである。また、大失業と戦争の時代に対する労働者の怒りの声を束ね、闘う労働運動の新しい流れを創りあげるために、その先頭にたつことだ。闘いの原点を忘れることなく、今こそ反転攻勢に立ちあがろう。

夏季 超低額回答弾劾!

JR貨物の

2.3箇月

六月二〇日JR貨物は、「二・三ヶ月」という、断じて許すことのできない超低額回答を行なった。JR各社のなかで最低だった昨年の二・四ヶ月を更に引下したのだ。日貨労・城石はその場で裏切妥

結した!すべての貨物労働者の敵!日貨労は解体するしかない。これが新フレイト二一攻撃の正体だ!こうやって貨物労働者を犠牲にしようとしているのだ!怒りを込めて弾劾する。再回答せよ!